

意見募集案件	北広島市消費生活センター条例の制定について
担当課	経済部産業振興室商工業振興課 電話 011-372-3311 内 625

意見募集期間	平成 28 年 4 月 15 日(金)から平成 28 年 5 月 16 日(月)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(商工業振興課)及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 4 月 15 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	経済部産業振興室商工業振興課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-0888 電子メールアドレス: shokogyo@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 28 年 5 月中旬公表予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 消費者安全法の改正にともない、消費生活相談を行う消費生活センターの組織及び運営等に関する事項について、条例で定めることが義務付けられました。 このことから、(2)に定める内容を踏まえた条例を制定するものです。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) ①基本的事項(名称及び位置など) ②消費生活センターの事業 ③消費生活センターの職員 ④試験に合格した消費生活相談員の配置 ⑤消費生活相談員の人材及び処遇 ⑥消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修 ⑦消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理 (3) その案の根拠となる法令等 ・消費者安全法 ・消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令 ・地方消費者行政ガイドライン (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 消費生活センターが安定的に運営されることにより、市民の消費者被害の防止や、消費者安全の確保が図られます。 (5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) 消費生活相談を実施しているすべての自治体において条例化される予定です。
対象となる政策等 の原案	(別添資料のとおり)

その他

・条例制定の議案として市議会に提出する予定